

茅野市立学校の教育職員に関する 業務量管理・健康確保措置実施計画

(文部科学省で示された「学校と教師の業務3分類」を中心として策定)

(令和7年度版)

令和8年 3月

茅野市教育委員会

目 次

| | | |
|---|-----------------------|----|
| 1 | 計画の趣旨・現状 | 1 |
| 2 | 目標 | 4 |
| 3 | 計画の期間 | 4 |
| 4 | 実施する業務量管理・健康確保措置の内容 | 5 |
| 5 | 関連する取組、今後のフォローアップについて | 14 |

(公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法〈2025年6月改定〉により、「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他の教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」に即して策定した)

1 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するため、教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図ります。

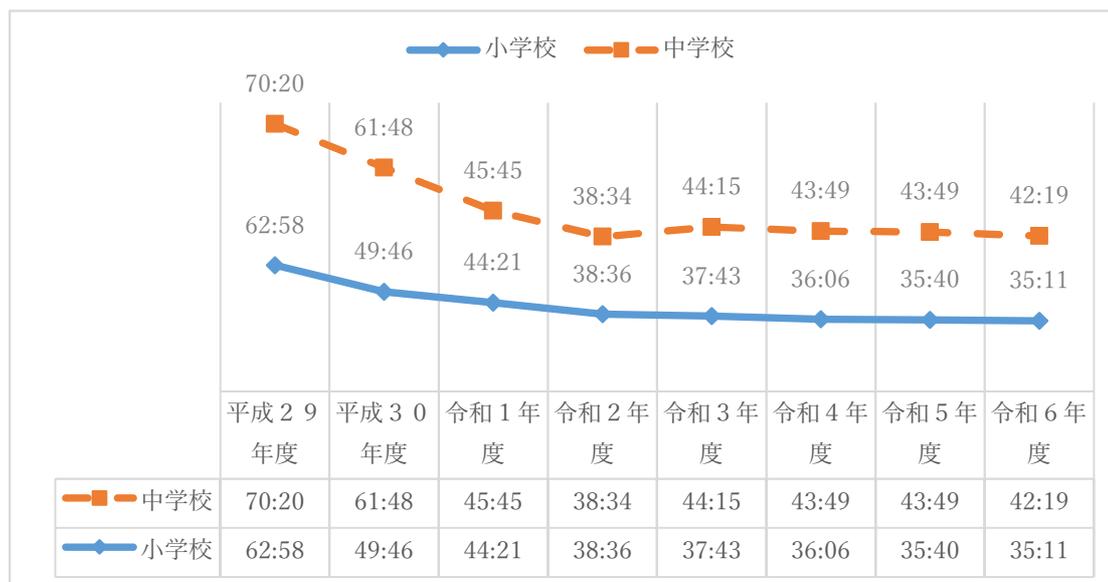
(2) 本市の現状

○本市では、平成30年5月に、茅野市の子どものための働き方改革の目標として「すべての小中学校で、子どものための学校づくり」を推進し、質の高い授業と子どもと保護者に寄り添った支援を具現化していくことを中心課題としました。そのために学校と教育委員会が担うべき業務を明確化・適正化し、役割分担・協働化、効率化を進め、長時間勤務という働き方を改善し、本来の学校業務に専念できるようにしてきました。そして、教育職員が自らの豊かな生き方を実現することによって、子どものための質の高い学校・授業、支援を実現できる。」と考え、こども家庭総合支援拠点「育ちあいちの」(以下「育ちあいちの」という)を置きました。これらのことから教育職員の時間外勤務時間の目標を45時間以下にしまし

た。

○こうした取組の結果、本市における教職員の時間外勤務時間の状況について、以下のとおりです。

【時間外勤務時間経年推移】



【令和6年度の時間外勤務時間の状況】

| | 年平均 (全市の平均) | 月45時間を上回る教職員の割合 | 月80時間を上回る教職員の割合 |
|-----|----------------|-----------------|-----------------|
| 小学校 | 月 35 : 1時間 | 27.7% | 0.5% |
| 中学校 | 月 42 : 9時間 | 43.2% | 0.9% |

○「学校と教育委員会が担うべき業務を明確化・適正化し、役割分担・協働化、効率化を進め、長時間勤務という働き方を改善」

(「育ちあいちの」の設置)以前の平成29年度は、4、5月の平均で小学校62:58、中学校70:20になっています。

「育ちあいちの」の設置した平成30年以降は小学校、中学校共に

勤務時間外の年平均は減少してきました。令和6年においては、月ごとの時間外勤務時間の年間平均は小学校、35：11、中学校42：19と目標にしていた月ごとの時間外勤務時間が年平均で45時間を下回ってきています。

○子ども、家庭への支援を教育委員会と役割分担・協働化をすることで、それまで以前教育職員や学校だけで対応していた支援について時間的にも短縮することにつながっています。

○令和6年度における時間外勤務時間が月平均45時間を超える教育職員の割合は小学校の教育職員の27.7%、中学校の教育職員の43.2%となっています。子ども、保護者対応や授業準備などの業務の時間によるものです。長時間勤務という働き方を改革し、質の高い学校づくり、教育職員が豊かな生き方をしていくためにも必要な時間的余裕を創出することが必要です。

○こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条「教育委員会は、指針に即して、当該教育委員会がサービスを監督する教育職員に係る業務量管理・健康確保措置の実施に関する計画を定めるものとする」に基づき本計画を策定するものです。

2 目標

○本計画において達成を目指す目標は以下のとおり

(1) 時間外在校等時間に関する目標

『公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律(令和7年6月18日)により令和11年度までに公立の義務教育諸学校等の教育職員について「一箇月時間外在校等時間」を平均30時間程度に削減することを目標』に準じて設定

| | R6年度 | R7年度 | R8年度 | R9年度 | R10年度 | R11年度 |
|-----|------|------|------|------|-------|-------|
| 小学校 | 35 | 34 | 33 | 32 | 31 | 30 |
| 中学校 | 42 | 39 | 36 | 33 | 30 | 30 |

令和11年度に30時間にするために令和6年度を基準に小学校は年間1時間、中学校は年間3時間の短縮を目標とします。

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ・年間の年次有給休暇は教育職員一人に20日間あり、一人ひとりの都合により自由にとれるようにします。(令和6年の年次有給休暇の平均諭得率は16.4日)校長自らが声かけや年休を取得しやすい職場づくりをめざしています。
- ・教育職員が、ゆとりを持った仕事と専門性を高めることにより、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指します。

3 計画の期間

令和8年度～令和11年度

4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

○本市では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組みます。。

(1)「業務3分類」を踏まえた業務の見直し

業務3分類（文部科学省が中央教育審議会答申に基づいて示した内容）

に基いて以下のような取り組みを行っています

ア 学校以外が担うべき業務

◇登下校時の通学路における日常的な見守り活動等（「3分類」①関係）

- ・各地域の実情を踏まえつつ、PTA、コミュニティ・スクールなどを通じて、保護者・地域住民による通学路の見守り活動を行っています。

◇地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等（「3分類」④関係）

- ・平成30年度から立ち上げ、令和5年度よりすべての学校で国型の学校運営協議会（コミュニティ・スクール）に発展しました。学校運営協議会の中に地域コーディネーターを選出し、学習ボランティアなどとの連絡調整を行っています。

◇保護者等からの相談や学校への要望、要求等で学校では対応が困難な事案への対応（「3分類」⑤関係）

- 平成30年度から教育委員会に「育ちあいちの」を設置し、学校との連携の相談窓口としました。また、令和5年度からいじめ対応学校支援委員会を置き、学校が弁護士や心理の専門家、小児科医師、有識者等を活用できる環境と「こども家庭センター(育ちあいちの)」を整備することにより、学校と連携し教育委員会による対応ができる体制を構築しました。引き続き充実を図っていきます。小中学校からの延べ相談件数は令和6年度で1226件になっています。

イ 教師以外が積極的に参画すべき業務

◇広報資料・ウェブサイトの作成（「3分類」⑦関係）

- 各学校のコミュニティ・スクール(学校運営協議会)による作成への支援が行われています。市教育委員会に設置しているICTサポートセンターのによる技術的支援も行われるようになってきました。今後、引き続き行っていきます。

◇ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理（「3分

類」⑧関係)

- ・令和3年度市教育委員会内にICTサポートセンターを設置しました。ICT教育の支援と共に日常的な保守・管理がスムーズに行われるようにし、必要に応じて外部への依頼を行います。

◇部活動（「3分類」⑬関係）

- ・令和8年度中に、原則、休日の部活動の地域展開を実現します。平日の部活動についても、随時地域展開を進め、令和13年度までに完全実施します。

ウ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

◇給食時間における対応（「3分類」⑭関係）

- ・給食や食育などを栄養教諭や栄養士による指導を行っています。今後はボランティアの参加など研究をしていきます。

◇授業準備（「3分類」⑮関係）

- ・県配置の教育業務支援員を各校に配置し、授業準備や学習評価、成績処理等における印刷等の補助的業務を行っています。

◇学習評価や成績処理（「3分類」⑩関係）

・前述の教育業務支援員が、補助的業務として印刷等を行っています。

◇学校行事の準備・運営（「3分類」⑪関係）

・学校運営協議会（コミュニティ・スクール）を中心に運動会前の校庭整備やテント設営などの支援を行います。

◇支援が必要な児童生徒・家庭（「3分類」⑫関係）

・平成30年に教育委員会内に設置した「育ちあいちの」とそのもとの「発達支援センター」を中心に専門のスタッフと学校が協働して支援にあたるとともに、必要に応じて教育職員へ子どもの支援について必要な情報を提供し、子どもの健やかな成長につながるよう体制を整えています。専門的な支援を生かしながら子ども家庭への対応をよりスムーズに進めます。

（2）働き方改革への市教育委員会としての取組 ～働き方改革へのアドバイスと教育活動充実と負担感軽減のため～

◇こども読書活動応援センター

平成18年に子どもの読書活動推進に関する総合的な連携推進及び連絡調整にかかわる事務を分掌するため、茅野市こども読書活動応援センターを設置しました。ことばとところを育てる読書活動推進の応援をし、学校と図書館の連携を進めてきました。

主な業務内容

読書活動に関する助言、コーディネート、司書教諭、学校司書への助言、読書ボランティアの養成、活動支援 など

◇ICTサポートセンター

令和3年に「茅野市内小中学校ICT教育推進方針」に基づき、高度情報化が進む中において、学校教育を通じて子どもたちが情報活用能力を身につけ、情報社会において主体的に対応する力を備えられるよう、学校現場や家庭を支援するために教育委員会内に設置し、12名を配置しています。各学校の教育職員の身近な存在として、具体的な指導のアドバイスや情報提供を行います。

主な業務内容

教育の情報化の推進、プログラミング教育の実践、学校のネットワーク環境にかかわる保守や環境改善、教職員へシステムにかかわる研修、セキュリティにかかわる研修 など

◇発達支援センターと特別支援教育支援員の配置

発達支援センターは平成 26 年に設置し、専門的なスタッフによる心身の発達に支援を必要とする児童とその家族に対する相談支援、発達障害者の支援体制の構築、発達障害の理解と普及を図っています。

また各学校には、特別支援教育支援員を市費で 40 名配置し、子どもたち一人ひとりの支援の充実をさらに図ります。

◇公民館等の公共機関による出前講座等による支援

公民館では「学校と公民館との連携・協働」を大事に「多様な学び」の実現のため、各学校での教育を支える活動や事業を実施しています。学校に出向いて行う「出前講座」も実施してきました。

その他八ヶ岳総合博物館、尖石縄文考古館、市民館など公共機関による出前講座も実施しています。

出前講座の実施により、効果的な教材研究と授業づくりの一助とします。

◇いじめ対応の学校支援委員会・アドバイザーの配置

「いじめ防止対策推進法」(第14条第3項)に基づき、「茅野市学校支援委員会」を教育委員会の附属機関として設置しています。いじめ状況報告書の内容確認を行い、子どもの状況、学校対応、学校の方針などについて、専門的な見地から、子どもの側に立って助言及び指導を行っています。

また、行政アドバイザーによるいじめ防止に向けた教育職員研修を実施しています。

◇部活動の地域展開(再掲)

令和8年度中に、休日の部活動の地域展開を実現します。平日の部活動についても、地域クラブの立ち上げ等地域展開を進め、令和13年度までに実施します。

◇不登校支援 サポートルームの設立

すべての小中学校内にサポートルームを設置しています。(6つのサポートルームと7つのミニサポートルーム)一人ひとりの子どものニーズに応じた学び場、子どもの居場所を確保し、子どもたちの持っている力を伸ばす場所になっています。また、教育支援センター「まなざし」を学校外に設置し、すべての中学校か

ら通うことができる学びの場、居場所として位置づけています。

これらの居場所に県費 1 名、市費で 10 名の教員を配置していま

す。子どもたちに合わせた居場所や支援体制の充実を図ります。

◇給食指導、食育への栄養教諭、栄養士による指導(再掲)

- 給食指導や食育などを栄養教諭や栄養士による指導を行っています。

今後はボランティアの方参加など研究をしていきます。

(3) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図ります。

- 各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で適正な時数となるよう設定します。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小4以上は年間で1086単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直します。
- 日課表の改善を行いました。今後、週日課や年間計画など各学校ごとさらに研究を進め改善を図ります。

- デジタル技術の活用により、C4 t hの活用(令和8年4月からはLINEスクールの導入)やネットワーク化、教育職員のタブレット配布などの校務の効率化を推進します。教育職員一人1台のタブレット配布は令和7年度に100%実施しました。
- 退勤後の留守番電話機能や電話の録音機能を利用して退勤後の保護者への電話対応を実施します。

(4) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組みます。

- 1箇月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員に医師による面接指導を実施しています。(現在も実施)
- すべての小中学校で、ストレスチェックの実施率を100%にします。
- 校長による職員との面談により一人ひとりの職員の健康チェックや、悩みを把握して職場環境の改善を行います。
- 令和7年度から教育職員の心身の健康問題についての相談窓口を「育ちあいちの」に設置しています。
- 年次有給休暇についてまとまった日数を連続して取得できるよう、

長期休業(夏季休業中)等の期間中に閉校期間の設定するなど年次有給休暇の取りやすい環境づくりを行っています。

- 令和8年度中に、学校における定時退校日を月ごと定期的に(学校ごと目標を立て)設置し、週暦に設定します。
- 早出遅出出勤制度、テレワークの導入について8年度中に研究を行います。

5 関連する取組、今後のフォローアップについて

- 取り組みの着実な実行を図るため、市内各学校の教育職員の在校等時間の状況を客観的に把握し、毎年度、茅野市のHPで公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告します。
- 学校での児童生徒等の支援に当たる医療・福祉に関する人材の確保に当たり、「育ちあいちの」と連携し、関係部局・関係機関とともに引き続き取り組みます。
- 市教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施します。

特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対し

では、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施します。

なお、長時間勤務者については、市教育委員会でも具体的に把握し、市校長会では、必ず毎回取り組みを確認します。

- 各学校における働き方改革の取り組みが進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、市教育委員会からの支援を行います。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教育職員の働き方改革に向けた取組を実施します。また、学校保健委員会を定期的開催し、実効性のある取り組みを引き続きしていきます。
- 保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域に対して、市教育委員会における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、それぞれの項目について協力を得られるよう取り組みます
- 学校徴収金の徴収・管理については、公会計化等を踏まえ研究をすすめます。